

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会 論文誌採録料金規程

(平成31年3月15日改定)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会（以下、「本学会」という）が発行する論文誌（電子ジャーナルを含む）に投稿原稿を掲載する場合の料金に関して定める。

(料金)

第2条 投稿原稿が本学会の論文誌に採録になった場合、投稿者（代表者）は下表に定める料金とそれに係る消費税および地方消費税を支払うものとする。

投稿者（代表者）区分		会員 （一般）	会員 （学生・シルバー）	非会員
採録料金	基本（6ページまで）	50,000円	30,000円	60,000円
	追加（1ページにつき）	10,000円	10,000円	10,000円
抜刷料金	20部まで毎につき	10,000円	10,000円	10,000円
電子付録	一ファイルにつき	2,000円	2,000円	2,000円

注) 採録料金の追加分・抜刷料金・電子付録の各料金は該当なければ料金は発生しない

(特別料金)

第3条 論文誌の印刷又は電子ジャーナルの発行において特別の対応を必要とする場合は、前条の料金に加えて当該費用を支払うものとする。

(支払)

第4条 投稿原稿の採録が決定した場合、本学会は投稿者（代表者）に料金の請求を行う。投稿者（代表者）は、請求から一ヶ月以内に請求された金額を支払うものとする。なお、過去の支払状況等によっては、本学会の判断により、支払いがあるまで投稿原稿の掲載を保留することがある。

(投稿者区分)

第5条 投稿者（代表者）の区分は投稿原稿を受理した時点で判定する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年度以降に発行する論文誌に掲載する投稿原稿から適用する。
- 2 本学会の著作権管理規程（平成30年5月28日制定）附則第2項に基づき同規程の適

用を求める場合は、第2条に定める採録料金の基本の半額を支払うものとする。

3 以下の条件をすべて満たす場合は前項の支払いを免除する。

- (1) 平成31年6月30日までに同意書を提出して著作権管理規程の適用を求めること
- (2) 過去に採録料金等の支払遅延や未払いが無いこと